

「自然再生推進法施行後5年の経過を受けた検討」の結果概要

1. 「自然再生推進法施行後5年の経過を受けた検討」の経緯

○平成20年1月1日に自然再生推進法の施行から5年が経過したことを受けて、関係省庁を構成員とする自然再生推進会議の場を活用し、この法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づき、より効果的な事業推進のために必要な措置を講ずることとしています。

[自然再生推進法附則3（検討）]

政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○このため、過去5年間の法施行状況について、文献調査、自然再生協議会へのアンケート及びヒアリング調査、日本学術会議との意見交換、並びに自然再生専門家会議からの意見等を踏まえ現状課題を抽出・整理し、さらにこれに対する「必要な措置」の検討を行いました。

<詳細は資料2及び3参照>

○この「必要な措置」に関する検討結果について、平成20年3月27日開催の自然再生推進会議において取りまとめました。

○また、この結果を踏まえ、今後自然再生推進法の主務省庁が「必要な措置」を講ずることとします。

併せて、環境省が「自然再生基本方針の見直し（案）」の作成を行うこととし、農林水産省及び国土交通省と協議のうえ変更案を作成して、閣議決定により基本方針を変更します。

2. 自然再生推進法の施行状況

○自然再生協議会は、民間団体、地方公共団体及び国などの呼びかけにより、現在全国19箇所で開催されています。森林、里山、草原、湿原、河川、湖沼、干潟、サンゴ礁等、多様な生態系が自然再生の対象とされています。

○これら自然再生協議会には、行政に加えて、地域住民、NPO等民間団体及び専門家など地域の多様な主体が参加しています。

協議会構成員数（全国合計） : 1,158（個人・団体）
1協議会あたりの構成員数 : 平均61（個人・団体）（最小20～最大128）
構成員の割合 : 専門家14%、個人31%、NPO等民間団体35%、
関係地方公共団体15%、関係行政機関5%

○また、既に16自然再生協議会において「自然再生全体構想」が作成され、また8自然再生協議会において14の「自然再生事業実施計画」が作成されています。

「自然再生全体構想」作成 : 16協議会
「自然再生事業実施計画」作成 : 8協議会（14実施計画）

<詳細は別紙1及び2参照>

3. 自然再生推進法の施行状況の検討結果に基づく「必要な措置」 について

(1) 「必要な措置」

自然再生推進法の施行状況のレビューにより現状課題を把握し、これを検討した結果、次のとおり「必要な措置」を取りまとめました。

<詳細は資料2及び3参照>

①自然再生の着実な実施

1) 自然再生に係る技術的知見の蓄積

自然再生事業を着実に実施するとともに、「各種自然再生技術に関する基礎情報の整備」を進めます。

2) 各地域における技術的課題等への支援

各地域への専門家派遣やワークショップの開催等により、自然再生協議会等への支援を行います。

具体的な技術的課題としては、「自然再生の目標の設定、事業実施後のモニタリング手法の構築、自然再生事業の評価のあり方」等が挙げられます。

<詳細>

各地域における自然再生活動を支援するため、自然再生推進法第11条（実施者の相談に応じる体制の整備）に関して、自然再生協議会からの要請に基づき、次のような取組を実施しているところ。

○相談に応じるために必要な情報基盤の整備

（「自然再生関連地域データの整備」）

○地域の科学的知見を適時的確に得るための専門家ネットワークの形成

（「地域における専門家ネットワークの形成」）

○ワークショップ等による自然再生手法の検討・情報交換

（「自然再生事業の技術的活動支援」）

なお、事業評価のあり方については、生態系の回復状況の評価と合わせ、社会経済的な便益も含め、自然再生事業の様々な効果を整理することを通じて、自然再生に適した評価手法を整備し、これに基づき必要な支援を行うこととします。

その他、継続的な活動を維持するため、「自然再生協議会に係る運営経費等の持続的な確保のあり方」に関する検討を行うこととします。

②自然再生の新たな取組の推進

1)全国的、広域的な視点に基づく自然再生の推進

生物多様性総合評価などにより全国的な生態系の状況を分析し、生態系の分断や劣化の状況とその要因を考慮して、全国的、広域的な視点から自然再生の優先度の高い地域を対象とした取組が推進されるよう、これに関する具体的手法を検討し、計画的に実現していきます。

これと併せ、特にラムサール条約湿地等国際的にも重要な地域を、自然再生を優先的に検討する地域のひとつとして位置付けることとします。

2)民間団体や民有地における自然再生活動への支援

地域の民間団体や地域住民などの参加・協働という形をより一層活発化させていくため、これまでの各種支援を継続実施するとともに、活用可能な事業制度やその活用事例等に関する情報提供を行い、また必要に応じ事業制度の新規・拡充を図ることとします。

③各種連携の促進

1) 関係行政機関の連携の促進

自然再生の総合的、横断的な展開を図るため、関係行政機関の連携を促進します。

具体的には、「自然再生推進会議や地方ブロック会議による連絡調整の充実、省庁横断的事業の実施、持続可能な社会形成のための各種施策との連携強化」等により対応することとします。

2) 調査研究機関との連携

研究プロジェクトとして、地域の自然環境を把握し、自然再生協議会の活動を支援する研究グループが存在することが、科学的な自然再生の実施や合意形成の促進に有効であることから、「調査研究と連携した自然再生事業の実施のあり方」について検討を行います。

3) 自然再生専門家会議と自然再生協議会との連携

必要に応じ、自然再生専門家会議による現地視察を実施し、この中で自然再生協議会の構成員との意見交換を行うなど、新たな視点からの意見等により、地域の自然再生協議会に対する幅広い支援を進めます。

4) 自然再生協議会間の連携及び情報共有に対する支援

自然再生協議会の情報連絡会議等を開催することにより、自然再生協議会間の連携、意見交換及び情報共有が促進されるよう支援します。

具体的な議題としては、「自然再生協議会の運営のあり方、自然再生技術の事例、事業実施後のモニタリング手法とその実施体制」等が挙げられます。

④情報提供及び普及啓発

1) 各種情報提供の充実

自然再生の推進上必要となる各種情報の提供を充実します。

具体的には、「自然再生協議会の組織化や運営上の課題への対応事例、自然環境学習の実施方針等のあり方、国内及び海外における自然再生技術や先進的活動の事例、地域における自然環境データ、効果的な普及啓発活動の事例」等に関する情報提供を行うこととします。

2) 普及啓発活動の推進

自然再生推進法の枠組み及びその特徴（メリット）に関する普及啓発活動を推進し、また地域における自然環境の現状やその保全・再生の重要性について、地域住民等の理解の促進を図ります。

具体的には、「自然再生推進法の解説及び運用事例の収集・提供、市民参加型自然環境調査の実施、ワークショップの開催」等により、自然再生を社会に浸透、定着させるための普及啓発活動を推進します。

この中で、特に「自然環境学習における学校連携への支援」を行うこととします。

(2) 自然再生基本方針の見直し事項（案）

「必要な措置」のうち、「自然再生基本方針の見直し」による対応が必要な事項がありました。今後、これを踏まえ、自然再生基本方針の見直しを検討することとします。

<詳細は資料2及び3参照>

なお、主な「自然再生基本方針の見直し事項（案）」は次のとおりです。

①自然再生の方向性等

- 残された自然の保全を優先するとともに、自然生態系の劣化の根本的な要因をひとつひとつ取り除くことが重要であること
- 流域的視点に基づく取組が重要であること
- 二次的自然の維持管理は保全・再生に含まれること
- 自然再生における「資源の循環利用」のあり方を示すこと
- 自然再生は地域社会の活性化につながるものとすることが重要であること
- 自然再生に関する技術の研究開発は、自然再生事業の実施と連携しつづ進められることが重要であること

②自然再生全体構想

- 持続的に良好な状態を維持することが可能な自然環境を目標として設定することが重要であること

③自然再生事業実施計画

- 実施計画には順応的に事業を見直していくことができるような配慮が必要であること
- 地域における生態系ネットワークの視点を踏まえた内容とすることが重要であること

上記（１）及び（２）の事項を踏まえ、自然再生推進法の主務省庁が現状課題に対する「必要な措置」への取組を拡充・強化することで、より効果的、かつ効率的な形で自然再生事業を推進していくこととします。

自然再生推進法の施行状況の検討結果に基づく「必要な措置（案）」について

○「必要な措置（案）」

1. 自然再生の方向性に関する事項（自然再生基本方針1(2)）

現 状 課 題	必要な措置（案）	現 行 規 定	
		自然再生推進法	自然再生基本方針
<p>○地域特性を重視すること （自然再生基本方針の見直しにあたり地域特性が薄れることがないよう配慮すべき）</p>	<p>○自然再生基本方針の見直し（留意事項） 地域特性について、自然再生基本方針では「地域の自然環境の特性や社会経済活動等、地域における自然を取り巻く状況をよく踏まえること」としており、既に配慮しているところである。 左記の現状課題は、自然再生基本方針の見直しに当たって、全国画一的な自然再生を推進する内容となり、地域特性が薄れることのないよう配慮する必要があるというものである。 このため、自然再生基本方針の見直しにおいて、上記事項に留意する。</p>	<p>法第3条第3項（基本理念） 自然再生は、地域における自然環境の特性、自然の復元力及び生態系の微妙な均衡を踏まえて、かつ、科学的知見に基づいて実施されなければならない。</p>	<p>1(2)（自然再生の方向性） このため、わが国での自然再生を考える際には、地域の自然環境の特性や社会経済活動等、地域における自然を取り巻く状況をよく踏まえるとともに、これらの社会経済活動等と地域における自然再生とが相互に十分な連携を保って進められることが必要です。</p>
<p>○自然再生は地域産業との関連づけが重要 （自然再生は地域レベルで産業と関連づける必要があり、これにより地域社会の活性化につながる）</p>	<p>○自然再生基本方針の見直し 自然再生は、地域レベルで産業と関連づけることにより、地域社会の活性化につながることが重要である。 このため、自然再生基本方針が示す「社会経済活動等と地域における自然再生とが相互に十分な連携を保って進められること」に関し、地域社会の活性化につながるものとすることの重要性について、自然再生基本方針の見直しにおいて検討する。 <参考；取組実績（自然再生の目標（自然再生全体構想より））> ・上サロベツ自然再生協議会 農業の振興（泥炭地の特性を考慮しつつ農地や排水路の再整備を行い、湿原と共生する酪農地帯としての農業の振興を目指す。） 地域づくり（湿原を中心とした地域を学び体験する場所として活用し、エコツーリズムと地域農業を活かした特産品の開発や、ルーラルツアーを推進し、サロベツブランドの確立を図る。） ・竹ヶ島海中公園自然再生協議会 海中公園と共生する地域漁業の活性化 ・阿蘇草原再生協議会 牧野利用と多様な形での維持管理の促進（草原の荒廃や放棄地を減らすことを目標に、牧野の維持管理を継続していくための仕組みづくりを進める。） ・石西礁湖自然再生協議会 持続可能な利用（漁業、観光、海上交通等による適切な利用のあり方を検討し、サンゴ礁生態系との共存を図る。）</p>		<p>1(2)（自然再生の方向性） このため、わが国での自然再生を考える際には、地域の自然環境の特性や社会経済活動等、地域における自然を取り巻く状況をよく踏まえるとともに、これらの社会経済活動等と地域における自然再生とが相互に十分な連携を保って進められることが必要である。</p>

現 状 課 題	必要な措置（案）	現 行 規 定	
		自然再生推進法	自然再生基本方針
<p>○<u>流域的視点に基づく取組</u>とすること （上下流、海域への自然的・社会的つながりが想定される場合においても、当該地域の劣化した自然環境のみを自然再生の対象区域としている事例がある。）</p>	<p>○自然再生基本方針の見直し 自然再生の対象区域については、<u>流域的視点に基づく取組が重要であること</u>を、自然再生基本方針において記載するよう検討する。</p> <p><参考；取組実績（自然再生の対象区域（自然再生全体構想より））> ・釧路湿原自然再生協議会 釧路湿原及びその流域</p> <p>・竹ヶ島海中公園自然再生協議会 竹ヶ島海中公園を囲む周辺の海域と、海部川、宍喰川及び野根川の<u>3水系の河川流域</u>とその周辺地域</p>		<p>1(2)（自然再生の方向性） さらに、森林、農地、都市、河川、海岸等の生態系は、流域の水循環、物質循環等を介して密接な関係を有していることや、広い範囲を移動する野生生物の生態学的特性を踏まえ、地域の自然再生を進めるに当たっては、<u>周辺地域とのつながりや流域単位の視点などの広域性を考慮</u>する必要があります。</p> <p>3(2)ウ（全体構想の内容） 全体構想においては、自然再生の対象となる区域やその区域における自然再生の目標について、<u>地域における客観的かつ科学的なデータを基礎として</u>、できる限り具体的に設定するとともに、その目標達成のために必要な自然再生事業の種類及び概要、協議会に参加する者による役割分担等を定めること。</p>
<p>○「<u>保全</u>」に関する自然再生事業実施計画の作成が進んでいない</p>	<p>○自然再生推進法の枠組みに関する普及啓発活動の推進 「保全」は、自然再生基本方針 1(2)アにおいて、既に自然再生事業の一つとして位置付けているところである。 このため、引き続き<u>自然再生推進法の枠組みの理解に向けた普及啓発活動を推進する。</u> この中で、「保全」とは、地域の自然環境が損なわれている中でも、一部良好な状態を維持している場所において、現状のまま放置すると同様に劣化するおそれがある場合、このような核となる場所をしっかりと守っていく行為となる。 なお、普及啓発活動の実施は、主にホームページ、パンフレット及び各種イベント等による情報提供とする。</p>		<p>1(2)ア（自然再生事業の対象） このような<u>自然再生事業には</u>、良好な自然環境が現存している場所においてその状態を積極的に維持する行為としての「<u>保全</u>」、（中略）を含みます。</p>
<p>○<u>維持管理</u>に関する自然再生事業実施計画の作成が進んでいない （特に二次的自然の維持管理の位置付けが不明確）</p>	<p>○自然再生基本方針の見直し 自然再生基本方針において、自然再生事業には保全、再生、創出及び維持管理を含むものとしている。 また、自然再生基本方針でいう維持管理は「再生された自然環境の状況をモニタリングし、その状態を長期間にわたって維持するために必要な管理を行う行為」、または「事業後の維持管理」としており、このことから基本的に事業実施後の維持管理を指している。 しかしながら、<u>二次的自然の維持管理については、維持管理の行為を止めることで環境劣化につながるものであることから、保全・再生に含まれるものといえる。</u> このため、「二次的自然の維持管理」は、保全・再生に関する事項であり、自然再生事業として自然再生事業実施計画を作成することが望ましいものであることを、自然再生基本方針において明確化することが考えられる。 今後、自然再生基本方針の見直しの必要性も含め、その取り扱いを検討する。</p>		<p>1(2)ア（自然再生事業の対象） このような自然再生事業には、（中略）、<u>再生された自然環境</u>の状況をモニタリングし、その状態を長期間にわたって維持するために必要な管理を行う行為としての「維持管理」を含みます。</p> <p>1(2)イ（地域の多様な主体の参加と連携） 自然再生事業の実施に当たっては、当該自然再生事業の構想策定や調査設計など、初期の段階から事業実施、<u>実施後の維持管理</u>に至るまで（中略）多様な主体が参加・連携し、相互に情報を共有するとともに、透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組むことが重要です。</p>

現 状 課 題	必要な措置（案）	現 行 規 定	
		自然再生推進法	自然再生基本方針
○「科学的知見」を分かりやすい内容とすること	○自然再生基本方針の見直し 科学的知見とは、一般的に科学や学術の中で把握できる知識や理解であり、客観性を確保するためのもので、経験知など日常で把握できる知識とは異なる。 しかしながら、 自然再生に関する科学的知見は、幅広く捉えられている。 このため、自然再生における科学的知見を平易な内容とすることの可否について、自然再生基本方針の見直しにおいて検討する。 また、協議会において、必要に応じ自然再生に関わる専門家が「科学的知見」に関する説明をすることも、この理解促進に向けた有効な手段と考えられる。	法第3条第3項（基本理念） 自然再生は、地域における自然環境の特性、自然の復元力及び生態系の微妙な均衡を踏まえて、かつ、 科学的知見に基づいて実施 されなければならない。	1(2)ウ（科学的知見に基づく実施） 自然再生事業は、 科学的知見に基づいて実施 するべきであり、地域における自然環境の特性や生態系に関する知見を活用し、自然環境が損なわれた原因を科学的に明らかにするなど、科学的知見の十分な集積を基礎としながら、（中略）自然と調和したきめ細かで丁寧な手法についても、 地域における経験と実績に基づく知見の把握 に努めるとともに、その有効性を確認しつつ、自然再生の手法として用いていくことも必要です。
○ 社会科学的要因を踏まえた 自然環境の劣化要因の検討 （自然科学的な要因だけでなく、乱獲による影響など社会科学的な要因も考慮して考えるべき。）	○自然再生基本方針の見直し 社会科学的要因により自然環境が損なわれることについて、自然再生基本方針では既に「自然を取り巻く状況をよく踏まえる」とする歴史的観点を重視しており、さらに「自然環境が損なわれた原因を科学的に明らかにすることが必要」ともしている。 また、ここでいう「 科学 」とは、 自然科学や人文・社会科学を広く含むものとなっている。 このため、「社会科学的要因を踏まえた検討の必要性」に関し、自然再生基本方針でさらに明確化することの可否について、今後自然再生基本方針の見直しにおいて検討する。		1(2)（自然再生の方向性） このため、わが国での自然再生を考える際には、地域の自然環境の特性や 社会経済活動等、地域における自然を取り巻く状況 をよく踏まえるとともに、（略）。 1(2)ウ（科学的知見に基づく実施） 自然再生事業は、 科学的知見に基づいて実施 するべきであり、地域における自然環境の特性や生態系に関する知見を活用し、 自然環境が損なわれた原因を科学的に明らかにする など、科学的知見の十分な集積を基礎としながら、自然再生の必要性の検証を行うとともに、自然再生の目標や目標達成に必要な方法を定めることが必要です。
○自然再生における 人工エネルギー利用 の可否（揚水など）	○自然再生基本方針の見直し 自然再生における人工エネルギーの利用については、緊急避難的な対応により、これが必要な場合も想定されることから、 一律に排除することは好ましくないものと考えられる。 このため、自然再生基本方針において、「人工エネルギー利用の可否」を明確化することの可否も含め、その内容を検討する。		1(2)ウ（科学的知見に基づく実施） この場合自然の復元力及び生態系の微妙な均衡を踏まえて行うことが重要であり、工事等を行うことを前提とせず 自然の復元力に委ねる方法も考慮し、再生された自然環境が自律的に存続できるような方法を含め、自然再生を行う方法を十分検討 すべきです。
○自然再生事業実施計画において 順応的管理を実施していく上での方針 を記す事例が少ないこと	○自然再生基本方針の見直し 順応的な進め方については、既に自然再生基本方針に示すとおりである。 この中で、自然再生事業実施計画においては、最終的な目標の他に当面の目標を示し、当面の目標をモニタリング結果に基づき評価し、その結果により 順応的に事業を見直していくことができるような配慮が必要である。 このため、自然再生基本方針において具体的に順応的な管理が可能となるような自然再生事業実施計画とすることの必要性について、これを明確化することの可否も含め、その内容を検討する。 また、順応的管理に関する優良事例を収集・整理し、この情報提供を行う。	法第9条第2項第4号（自然再生事業実施計画） 2項）自然再生事業実施計画には、次の事項を定めるものとする。 4号） その他自然再生事業の実施に関し必要な事項	1(2)エ（順応的な進め方） 自然再生事業は、（中略）事業着手後も自然環境の再生状況をモニタリングし、その結果を科学的に評価し、これを当該自然再生事業に反映させる 順応的な方法により実施することが必要 です。

現 状 課 題	必要な措置（案）	現 行 規 定	
		自然再生推進法	自然再生基本方針
<p>○事業費の確保(主に民間団体等への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>民間団体等の活動経費</u>の確保 ・ 官民協働事業の実施 (行政・地域住民・NPO 等が協働実施可能な事業制度の創設) 	<p>○事業制度に関する情報提供等</p> <p><u>これまでの支援を継続実施するとともに、活用可能な事業制度やその活用事例等の情報提供を行い、必要に応じ事業制度の新規・拡充を図る。</u></p> <p><参考；現行の支援内容></p> <p>①本省段階での支援 現在、再生活動を行う民間団体等に対し、事業費への公的及び民間助成制度がある。この中で、現在の公的助成制度は次のとおり。【別紙3参照】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地球環境基金（環境省） ・ グリーンワーカー事業（環境省） ・ 農村景観・自然環境保全再生パイロット事業（農水省） <p>さらに、地球環境基金については、霞ヶ浦、阿蘇草原、石西礁湖の各協議会に関する取組に活用されているところである。</p> <p>②国の地方支分部局段階での支援 上記①に加え、民間団体等に対し、自然再生に関する情報提供、自然環境データの提供、専門家の紹介、及び保全・再生に係る関係行政機関との協働調査など、幅広い支援を実施しているところである。</p>	<p>法第 4 条（国及び地方公共団体の責務） 国及び地方公共団体は、地域住民、特定非営利活動法人その他の民間の団体等が実施する自然再生事業について、<u>必要な協力</u>をするよう努めなければならない。</p> <p>法第 15 条（財政上の措置等） 国及び地方公共団体は、自然再生を推進するために必要な<u>財政上の措置</u>その他の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>1(2)カ（その他自然再生の実施に必要な事項） また、再生された自然環境が将来にわたって適切に維持されるよう、自然再生の実施に際しては、地域の実状に応じて、自然環境の保全に資する様々な施策との広範な連携や必要な<u>財政上の措置</u>を講ずるよう努めることも必要です。</p>
<p>○事業制度の見直し（各種事業）</p> <p><u>（自然再生基本方針に沿った事業への支援、省庁横断的の実施、多種多様な提案に対応した事業の実施、当初検討段階で持続的な財源確保が不確定であること）</u></p>	<p>○各省庁の連携の促進</p> <p>自然再生推進法は、新たな規制措置や直接的な財政措置等を含まない法律である。</p> <p>この中で、地域の発意による自然再生協議会の取組への財政措置に関し、国及び地方公共団体は、自然再生を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとしている。</p> <p>このため、<u>自然再生基本方針に沿った事業や省庁横断的の実施については、自然再生推進法の枠組みの中で各省庁の連携により引き続き対応していくこととする。</u></p>		
<p>○運営経費等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然再生協議会 <u>運営経費</u>の確保 ・ 各種学術調査に係る研究費の確保 ・ <u>モニタリング経費</u>の確保 ・ <u>維持管理費</u>の確保 ・ 自然再生協議会における <u>基金</u>の創設 (税制上の優遇措置、基金創設に関する情報提供) 	<p>○運営経費等の持続的な確保のあり方に関する検討</p> <p>自然再生協議会の運営経費等については、<u>自然再生協議会における活動の持続性の確保に係る事項</u>であり、自然再生協議会への財政支援、または自然再生協議会における基金の創設などによる対応が可能であることが望ましい。</p> <p>例えば、維持管理についてみると、現状では構成員による役割分担の中で、施工が伴う事業部分を関係行政機関等が実施し、その後のモニタリング実施等の維持管理を地域の民間団体等が担うことが想定されている場合が多い。</p> <p>この中では、この維持管理に係る経費についても、基本的には役割を担う者が調達する状況にある。</p> <p>このため、<u>現状課題を踏まえ、自然再生協議会運営経費等の持続的な確保のあり方を検討する。</u></p>		
<p>○企業支援への税制上の優遇措置 (<u>寄付金等</u>の非課税化)</p>	<p>○税制に関する情報の収集及び提供</p> <p><u>自然再生活動に資する寄付金等における税制上の優遇措置等について、現</u></p>		

現 状 課 題	必要な措置（案）	現 行 規 定	
		自然再生推進法	自然再生基本方針
○土地所有者への支援 （ <u>民有地</u> での事業実施に対する損失補填制度、税制上の優遇措置）	<u>状の枠組みの中で適用可能な手法の情報を収集・整理し、提供する。</u>		
○ <u>自然再生推進法の解説資料</u> の作成・配布 （法の趣旨、構成員の役割、組織化時の手続き等に関する解説資料） ○ <u>自然再生推進法の運用に関する情報</u> 提供 （具体的手続き等の運用事例）	○自然再生推進法の解説資料の作成及び提供 <u>自然再生推進法の解説及び運用事例に関する情報を取りまとめ、提供する。</u>	法第15条（財政上の措置等） 国及び地方公共団体は、自然再生を推進するために必要な財政上の措置 <u>その他の措置</u> を講ずるよう努めるものとする。	
○自然再生推進法に関する <u>研修制度</u> の創設 （自然再生協議会組織化時には構成員の自然再生に関する認識が様々） ○ <u>講師派遣</u> の実施 ○外部専門家等によるアドバイスを受ける仕組みの構築	○講師派遣等の実施 自然再生協議会からの要請に基づき、 <u>専門家の派遣やワークショップの開催等により、現地での議論を可能とするような配慮も含め、自然再生協議会等への必要な支援を行う。</u> 具体的には、自然再生活動を支援するため、法第11条（実施者の相談に応じる体制の整備）に関し、 <u>次のような取組を実施しており</u> 、この運用により、自然再生協議会からの要請に基づき、講師派遣等の支援を行う。（自然再生活動推進費（環境省）【別紙4参照】等） ①地域の科学的知見を適時的確に得るための専門家ネットワークの形成 <u>（「地域における専門家ネットワークの形成・維持」）</u> ②ワークショップ等による再生手法の検討・情報交換 <u>（「自然再生事業の技術的活動支援」）</u>	法第11条（実施者の相談に応じる体制の整備） 主務大臣は、 <u>実施者の相談に的確に応じることができるよう必要な体制の整備</u> を図るものとする。 法第15条（財政上の措置等） 国及び地方公共団体は、自然再生を推進するために必要な財政上の措置 <u>その他の措置</u> を講ずるよう努めるものとする。	
○ <u>各種事業制度に関する情報</u> 提供 ○企業の助成事業に関する情報提供	○各種事業制度等の情報提供 <u>活用可能な事業制度やその活用事例等に関する情報を収集・整理し、自然再生協議会等に提供する。</u>		
○草原再生における <u>循環型社会</u> の構築 （資源の <u>循環利用</u> （草のバイオマス利用）） ○草原再生における <u>循環型農業</u> への国の支援 （草原環境を <u>公共財</u> として国民が支えることが必要）	○自然再生基本方針の見直し <u>自然再生における「資源の循環利用」のあり方</u> について、自然再生基本方針の見直しにおいて検討する。		1(2)カ（その他自然再生の実施に必要な事項） さらに、自然再生を効果的に進めるためには、農林水産業は本来、自然の物質循環機能に依存した持続的な生産活動であり、里地里山等の二次的自然の形成に寄与してきたことを踏まえ、自然再生事業に関連して、関係者の合意を得ながら、農薬や化学肥料などの使用の削減等による環境に配慮した農業生産活動や水路、ため池、水田のあぜ等の持続的な維持管理活動の実施、生物多様性に配慮した森林施業の実施、漁場環境の再生状況に応

現 状 課 題	必要な措置 (案)	現 行 規 定	
		自然再生推進法	自然再生基本方針
			じた漁具の選定や漁期の設定など、 <u>地域の環境と調和のとれた農林水産業を推進することが必要</u> です。また、長年にわたって自然環境と共存して活動してきた農林漁業者をはじめとする地域の知見を尊重しながら進めることが重要です。

2. 協議会の組織化及び運営に関する事項 (自然再生基本方針 2)

現 状 課 題	必要な措置 (案)	現 行 規 定	
		自然再生推進法	自然再生基本方針
(1) 組織化に関する事項 ○ <u>呼びかけ人の要件</u> (NPO でも発意可能であることの明確化)	○自然再生推進法の枠組みに関する普及啓発活動の推進 自然再生推進法は、 <u>自然再生事業を実施しようとする者(実施者)であれば、誰でも呼びかけが可能な仕組み</u> となっている。 このため、引き続き <u>自然再生推進法の枠組みに関する普及啓発活動を推進する</u> 。	第 8 条第 1 項 (自然再生協議会) <u>実施者は、(中略) 自然再生協議会を組織するものとする。</u>	2(1)ア (協議会の組織化) <u>実施者は、その実施しようとする自然再生事業の目的や内容等を明示して協議会を組織する旨を広く公表し、NPO等地域において自然再生事業に関する活動に参加しようとする者に対し、幅広くかつ公平な参加の機会を確保すること。</u>
○ <u>自然再生協議会となる基準が不明確</u>	○組織化時の届出 <u>自然再生協議会の組織化時における届出(主務大臣宛)の要否について検討する。</u>		
○必要な専門分野に係る <u>専門家の参加確保</u>	○専門家の紹介 自然再生協議会からの要請に応じ、 <u>必要な専門分野に係る専門家を紹介するなどの支援を行う。</u>	法第 15 条 (財政上の措置等) 国及び地方公共団体は、自然再生を推進するために必要な財政上の措置 <u>その他の措置</u> を講ずるよう努めるものとする。	2(1)イ (協議会の組織化) <u>地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協議会への参加を確保することが特に重要</u> であること。
○ <u>構成員の要件</u> ○構成員の応募要件の設定 ○多様な者の参加の促進 (社会貢献を目的とした企業参加の促進、一次産業従事者の積極的な参加の促進(農業的土地利用と自然再生との共生))	○組織化に関する情報提供 自然再生協議会の組織化にあたっては、幅広く公平な参加の機会を確保しなければならないこととしている。 この中で、自然再生協議会によっては <u>構成員の応募要件</u> (居住地、年齢、応募人数など)を設定し、一部限定をしている事例がある。 このため、 <u>自然再生協議会の組織化に関する全国動向を収集・整理し、地域からの要請に応じ提供する。</u>	法第 8 条第 4 項 (自然再生協議会) <u>協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、協議会が定める。</u>	2(1)ア (協議会の組織化) <u>実施者は、その実施しようとする自然再生事業の目的や内容等を明示して協議会を組織する旨を広く公表し、NPO等地域において自然再生事業に関する活動に参加しようとする者に対し、幅広くかつ公平な参加の機会を確保すること。</u>
○関係行政機関等の連携 ・関係行政機関の <u>横断的連携</u> の促進 ・関係行政機関等の <u>自然再生に対する温度差</u> の解消	○関係行政機関等の横断的連携の促進 現在、関係行政機関の連携を図るため、次のような取組を実施しているところである。 まず、 <u>自然再生推進会議</u> は、関係行政機関が連絡調整を行うために設置しており、原則年 1 回の開催としている。	法第 8 条第 5 項 (自然再生協議会) <u>協議会の構成員は、相協力して、自然再生の推進に努めなければならない。</u>	2(1)ウ (協議会の組織化) <u>関係行政機関が実施者の相談に的確に応じるなど、関係行政機関及び関係地方公共団体は、協議会の組織化に係る必要な協力を行うとともに、その構成員として協議会の組織化に参加し、自然再生を推進するための措</u>

現 状 課 題	必要な措置（案）	現 行 規 定	
		自然再生推進法	自然再生基本方針
<p>（省庁間、本省・地方支分部局間、国・地方公共団体の温度差）</p> <p>・ <u>関係地方公共団体の理解</u>の促進</p>	<p>また、自然再生推進会議設置要綱に会議を補佐する<u>自然再生推進会議幹事会</u>を置くこととしており、この幹事会はおおむね年2～3回程度開催しているところである。</p> <p>さらに、<u>地方ブロック会議</u>は、自然再生推進法第11条により設置した相談窓口ネットワークの構成員である国の地方支分部局が、地方ブロック単位で連携強化を図るために設置しており、平成15年度以降全国8ブロックで開催しているところである。</p> <p>このため、これら<u>自然再生推進会議等の取組を引き続き推進し、関係行政機関の横断的な連携を促進する。</u></p> <p>また、関係地方公共団体の理解促進については、国の地方支分部局が地方公共団体を対象とする各種会議の場等を通じ、自然再生に関する普及啓発を図っているところである。</p> <p>このため、<u>引き続き地方公共団体を対象とした自然再生に係る普及啓発活動を推進する。</u></p>		<p><u>置を講ずるよう努めること。</u></p>
<p>(2) 運営に関する事項</p> <p>○公正かつ適正な運営のための構成員の要件及び<u>決議ルール</u>の設定 （1団体1人に限るなど）</p> <p>○<u>合意形成の促進</u> （自然再生協議会回数が増（合意形成には十分な時間をかけ議論することが必要）、必要な分科会の設置）</p> <p>○自然再生協議会の運営に関する情報提供 （各種課題への対応方針に関するアドバイス）</p>	<p>自然再生協議会の組織及び運営については、自然再生協議会が定めることとしているため、合意形成の方法は、自然再生協議会が自主的に定めるものである。</p> <p>この中で、組織及び運営に関し、国がルール化することなどは自然再生推進法の趣旨からして適当ではない。</p> <p>このため、次のような対応をする。</p> <p>○調査研究との連携 <u>研究プロジェクト</u>として、地域の自然環境を把握し、自然再生協議会の活動を支援する研究グループが存在することにより、地域における自然再生事業の総合的かつ科学的な研究が進むこととなる。また、研究プロジェクトによる検討結果が自然再生協議会に提供されることにより、<u>客観的データに基づく合意形成の促進が図られる</u>ことが想定される。</p> <p>このため、<u>調査研究と連携した自然再生事業の実施のあり方について検討する。</u></p> <p>○自然再生協議会情報連絡会議の開催 主務省庁が主催し、<u>「自然再生協議会の情報連絡会議」を開催</u>しており、この中で「自然再生協議会の運営のあり方」についても議題として、自然再生協議会間の意見交換及び情報共有が可能となるよう支援する。</p>	<p>法第8条第4項（自然再生協議会） 協議会の組織及び<u>運営に関して必要な事項</u>は、協議会が定める。</p>	<p>2(2)ア（協議会の運営） 協議会の運営に際しては、自然再生事業の対象となる区域における自然再生に関する合意の形成を基本とし、<u>協議会における総意の下、公正かつ適正な運営を図ること。</u></p>
<p>○持続可能で<u>簡易なモニタリング手法</u>の構築</p> <p>○<u>モニタリング手法等に関する情報</u>収集及び提供</p>	<p>○モニタリング手法等の構築への支援 自然再生活動を支援するため、自然再生推進法第11条（実施者の相談に応じる体制の整備）に関して、<u>次のような取組を実施しており</u>、この運用により、自然再生協議会からの要請に基づき、モニタリング手法等への支援を行う。（自然再生活動推進費（環境省）【別紙4参照】等）</p>	<p>法第11条（実施者の相談に応じる体制の整備） 主務大臣は、<u>実施者の相談に的確に応じることができるよう必要な体制の整備</u>を図るものとする。</p>	<p>2(2)エ（協議会の運営） 協議会は、自然再生事業の実施に係る連絡調整の継続的な実施のための方法や当該自然再生事業の<u>モニタリングの結果の評価及び評価結果の事業への適切な反映のための方法</u>について協議すること。</p>

現 状 課 題	必要な措置（案）	現 行 規 定	
		自然再生推進法	自然再生基本方針
○ <u>モニタリング結果の評価体制</u> の構築	<p>①地域の科学的知見を適時的確に得るための専門家ネットワークの形成 <u>（「地域における専門家ネットワークの形成・維持」）</u></p> <p>②ワークショップ等による再生手法の検討・情報交換 <u>（「自然再生事業の技術的活動支援」）</u></p> <p>○自然再生協議会情報連絡会議の開催 主務省庁が主催し、「<u>自然再生協議会の情報連絡会議</u>」を開催しており、 この中で「<u>モニタリング手法及び体制</u>」についても議題とし、自然再生協議 会間の意見交換及び情報共有が可能となるよう支援する。</p>		

3. 自然再生全体構想及び自然再生事業実施計画の作成に関する事項（自然再生基本方針3）

現 状 課 題	必要な措置（案）	現 行 規 定	
		自然再生推進法	自然再生基本方針
○ <u>自然再生全体構想を作成した場合の送付</u>	○自然再生全体構想の送付 <u>自然再生全体構想を作成した場合の送付（主務大臣宛）の可否について検 討する。</u>	法第8条第2項第1号（自然 再生協議会） 2項）協議会は、次の事務を 行うものとする。 1号） <u>自然再生全体構想を作 成する。</u>	
○再生対象区域と <u>周辺区域との協働</u> の明確 化 （水循環などに関する周辺地域との協働）	○自然再生基本方針の見直し 例えば、水循環の再生に関し、地域における地下水位低下を防ぐ対策が必要 な場合に、再生対象区域とその周辺地域との協働が必要となり、この中で 周辺地域の取組を自然再生推進法の枠組みでどこまで推進することが可能で あるかが明確でないという課題がある。 一方、協働が必要となる区域については、当初より自然再生の対象区域と することが望ましいともいえる。 <u>このため、協働が必要となる区域における再生対象区域の取り扱いについ て、自然再生基本方針の見直しにおいて検討する。</u>	法第8条第3項第1号（自然 再生協議会） 3項）自然再生全体構想は、 自然再生基本方針に即して、 次の事項を定めるものとする。 1号） <u>自然再生の対象となる 区域</u>	3(2)ウ（全体構想の内容） 全体構想においては、 <u>自然再生の対象となる区域（略）について（略） 設定する（略）。</u> 3(3)ウ（実施計画の内容） 実施計画には、 <u>自然 再生事業の対象となる区域とその周辺における自 然環境及び社会的状況に関する事前調査の実施</u> 並 びに自然再生事業の実施期間中及び実施後の自然 再生の状況のモニタリングに関して、その時期、 頻度等具体的な計画を記載することとし、その内 容については、協議会において協議すること。
○「自然再生の <u>目標</u> 」の具体的な設定が難 しい	○「自然再生の目標」の具体的な設定への支援 自然再生活動を支援するため、自然再生推進法第11条（実施者の相談に応 じる体制の整備）に関して、 <u>次のような取組を実施しており</u> 、この運用によ り、自然再生協議会からの要請に基づき、「自然再生の目標」の具体的な設定 への支援を行う。（自然再生活動推進費（環境省）【別紙4参照】等） ①相談に応じるために必要な情報基盤の整備 <u>（「自然再生関連地域データの整備」）</u>	法第8条第3項第2号（自然 再生協議会） 3項）自然再生全体構想は、 自然再生基本方針に即して、 次の事項を定めるものとする。 2号） <u>自然再生の目標</u>	3(2)ウ（全体構想の内容） 全体構想においては、 自然再生の対象となる区域やその区域における <u>自 然再生の目標について、地域における客観的かつ 科学的なデータを基礎として、できる限り具体的 に設定する（略）。</u>

現 状 課 題	必要な措置（案）	現 行 規 定	
		自然再生推進法	自然再生基本方針
	<p>②地域の科学的知見を適時的確に得るための専門家ネットワークの形成 <u>（「地域における専門家ネットワークの形成」）</u></p> <p>③ワークショップ等による再生手法の検討・情報交換 <u>（「自然再生事業の技術的活動支援」）</u></p> <p>なお、自然再生の目標は、各自然再生協議会において、次のとおりできる限り具体的に設定しているところであるが、今後<u>地域の自然環境等のデータが整備されること等</u>で、より具体的な目標設定が可能となるものと考えられる。</p> <p><参考；自然再生全体構想における「自然再生の目標」の設定状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 全体を通じ、<u>定量的な数値目標</u>を設定している自然再生全体構想は、竹ヶ島となっているのである。（サンゴの被覆率が 50 %以上、その内のエダミドリイシの優占率が 60 %以上であること） また、<u>短中長期の目標</u>を設定している自然再生全体構想（神於山、檜原湿原、蒲生干潟、森吉山麓高原、石西礁湖）がある。 目標の主な内容は、自然環境や生態系の「<u>保全・再生</u>」に関する事項が最も多く、次いで「<u>地域とのつながり</u>」、「<u>自然環境学習の推進</u>」、「<u>地域において環境調和のとれた農林水産業の推進</u>」となっている。 このうち、「保全・再生」に関する事項は、「<u>生物の生息環境の保全</u>」等の視点を有している自然再生全体構想（荒川、釧路湿原、巴川、榎野川、霞ヶ浦、くぬぎ山、八幡湿原、野川、蒲生干潟、森吉山麓高原、竹ヶ島、阿蘇、石西礁湖）、また「<u>周辺地域とのエコロジカルネットワーク</u>」を位置付けている自然再生全体構想（荒川、巴川）となっている。 	<p>法第 11 条（実施者の相談に応じる体制の整備） 主務大臣は、<u>実施者の相談に的確に応じることができるよう必要な体制の整備</u>を図るものとする。</p>	
○自然再生全体構想の役割分担における <u>主体の明確化</u>	<p>○自然再生基本方針の見直し</p> <p>自然再生全体構想の中で、自然再生協議会構成員の役割分担が明確にされているところであるが、この中で各役割を主体的に担う者を明確に示していない場合が多い。</p> <p>このため、<u>各役割を主体的に担う者の明確化の要否について、自然再生基本方針の見直しにおいて検討する。</u></p>	<p>法第 8 条第 3 項第 3 号（自然再生協議会）</p> <p>3 項）自然再生全体構想は、自然再生基本方針に則して、次の事項を定めるものとする。</p> <p>3 号）協議会に参加する者の名称又は氏名及びその<u>役割分担</u></p>	<p>3(2)ウ（全体構想の内容） 全体構想においては、（中略）協議会に参加する者による<u>役割分担を定めること</u>。</p>

4. 自然再生に関して行われる自然環境学習の推進に関する事項（自然再生基本方針4）

現 状 課 題	必要な措置（案）	現 行 規 定	
		自然再生推進法	自然再生基本方針
<p>○環境学習に対する<u>文部科学省の取組</u>への期待 (<u>学校連携</u>への積極的支援)</p>	<p>○必要な措置（文部科学省と連携した自然環境学習の推進） 自然環境学習には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然再生全体構想の対象区域において、自然環境の現状やその保全・再生の重要性について理解を促進するための学習、 ・個々の自然再生事業実施計画において実施者が当該再生事業地を自然環境学習の場として活用するよう配慮するための学習があり、両者が相まって自然環境学習を推進している。 <p>この中で、<u>文部科学省においては、</u> <u>①教育基本法及び学校教育法等における環境教育の位置付けの明確化</u> <u>②環境教育推進に関する具体的取組</u> <u>により、環境教育や環境学習の機会を充実し、環境に対する豊かな感受性と熱意、見識を持つ「人づくり」に取り組んでおり、引き続きこれを推進する。</u> 【別紙5参照】</p>		<p>4 自然再生に関して行われる<u>自然環境学習の推進に関する基本的事項</u>（文部科学省の取組等について新規追加）</p>
<p>○自然再生全体構想において「<u>自然環境学習の方向性</u>」を明確にすること (自然再生全体構想では、対象区域における自然環境学習の方向性を示すことが望まれるため、自然再生全体構想内での学習の位置づけを明確にすることが必要)</p>	<p>○自然環境学習の方向性に関する情報提供 自然再生全体構想では、「<u>自然環境学習の方向性</u>」を明確にすることが望まれるため、これに関する<u>情報提供を充実し、自然環境学習の振興のために必要な支援を行う。</u></p>	<p>法第8条第3項第4号（自然再生協議会） 3項）自然再生全体構想は、自然再生基本方針に則して、次の事項を定めるものとする。 4号）<u>その他自然再生の推進に必要な事項</u></p>	<p>3(2)ウ（全体構想の内容）全体構想においては、自然再生の対象となる区域やその区域における自然再生の目標について、地域における客観的かつ科学的なデータを基礎として、できる限り具体的に設定するとともに、その目標達成のために必要な自然再生事業の種類及び概要、協議会に参加する者による役割分担等を定めること。</p>
<p>○自然再生事業実施計画において「<u>自然再生事業地を活用した自然環境学習の実施方針</u>」を明確にすること (自然再生事業実施計画では、自然再生事業地を活用した自然環境学習の方向性を示すことが望まれるため、自然再生事業実施計画内での学習の位置づけを明確にすることが必要)</p>	<p>○自然環境学習の実施方針に関する情報提供 自然再生実施計画では、「<u>自然再生事業地を活用した自然環境学習の実施方針</u>」を明確にすることが望まれるため、これに関する<u>情報提供を充実し、自然環境学習の振興のために必要な支援を行う。</u></p>	<p>第3条第5項（基本理念） 自然再生事業の実施に当たっては、自然環境学習の重要性にかんがみ、<u>自然環境学習の場として活用が図られるよう配慮</u>されなければならない。 法第9条第2項第4号（自然再生事業実施計画） 3項）自然再生事業実施計画には、次の事項を定めるものとする。 4号）<u>その他自然再生事業の実施に関し必要な事項</u></p>	<p>3(3)ウ（実施計画の内容）実施計画には、自然再生事業の対象となる区域とその周辺における自然環境及び社会的状況に関する事前調査の実施並びに自然再生事業の実施期間中及び実施後の自然再生の状況のモニタリングに関して、その時期、頻度等<u>具体的な計画を記載</u>することとし、その内容については、協議会において協議すること。 4(1)（自然環境学習プログラムの整備）自然環境学習を含めた自然環境の活用について十分検討し、実施計画において、<u>対象となる区域における具体的な自然環境学習プログラムを整備</u>するよう努めること。</p>

5. 自然再生専門家会議に関する事項（自然再生基本方針5(1)）

現 状 課 題	必要な措置（案）	現 行 規 定	
		自然再生推進法	自然再生基本方針
○ <u>自然再生専門家会議による現地視察</u> 及び意見交換	○自然再生専門家会議による現地視察の実施 必要に応じ、 <u>自然再生専門家会議による現地視察を実施</u> することとする。 また、これを実施するにあたっては、自然再生協議会にもメリットがある仕組みとすることが必要である。 例えば、自然再生協議会構成員と自然再生専門家会議委員とが意見交換を行うなど、新たな視点からの意見があることにより、 <u>自然再生協議会の取組への幅広い支援につながる内容とするよう検討</u> することなどがあげられる。 これまでの実績として、平成19年9月に釧路湿原において自然再生専門家会議による現地視察を実施し、この際に実施計画に基づく事業の実施状況の把握等を行った。	法第11条（実施者の相談に応じる体制の整備） 主務大臣は、 <u>実施者の相談に的確に応じることができるよう必要な体制の整備</u> を図るものとする。	

6. 情報の収集と提供に関する事項（自然再生基本方針5(3)）

現 状 課 題	必要な措置（案）	現 行 規 定	
		自然再生推進法	自然再生基本方針
○ <u>再生技術</u> に関する情報提供 （全国的な自然再生技術の集約及び提供が必要であること、安価な自然再生技術） ○ <u>各種調査データ</u> に関する情報の共有化 （地域における調査研究成果のデータベース化（項目だけでも可）及び関係省庁による情報の共有化）	○再生技術に関する情報提供の充実 主務省庁では、本省及び地方支分部局において、ホームページ、パンフレット及び各種イベント等により、自然再生に関する情報提供の支援を行っているところである。 また、この中では <u>国内及び海外における自然再生事業や活動事例等を情報提供</u> しているところであるが、これについて今後更なる充実を図る。 ○自然再生協議会情報連絡会議の開催 主務省庁が主催し、「 <u>自然再生協議会の情報連絡会議</u> 」を開催しており、この中で「 <u>自然再生に関する技術的事項</u> 」及び「 <u>各種調査データに関する情報の共有化</u> 」についても議題とし、自然再生協議会間の意見交換及び情報共有が可能となるよう支援する。		5(3)（情報の収集と提供） 国及び地方公共団体は、海外又は国内における自然再生に関する事業や活動の実例など、 <u>自然再生に関する情報の収集及び提供を行う</u> こと。その際、国は、全国における多様な実施者により実施されている自然再生事業について、その概要と進捗状況を網羅的に紹介するホームページの作成など、効率的かつ効果的な情報の収集と提供がなされるよう手法の検討と体制整備に努めること。

7. 普及啓発に関する事項（自然再生基本方針5(4)）

現 状 課 題	必要な措置（案）	現 行 規 定	
		自然再生推進法	自然再生基本方針
<p>自然再生推進法のメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多様な者が参加する ○合意形成が図られる ○地域の理解が得られやすい ○関係行政機関の連携が図られる 	<p>○自然再生推進法に関する普及啓発の推進 自然再生推進法に基づく取組の特徴（メリット）について、普及啓発活動を推進する。</p> <p>具体的な普及啓発活動は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①各地域において「自然再生推進法に基づく取組」に関するフォーラム等を開催すること、 ②自然再生推進法の運用事例パンフレット等の作成・配布、 ③「全国における自然再生推進法に基づく取組事例」の主務省庁におけるホームページへの掲載などを実施するなど、 <p>多様な手段により実施する。</p> <p><参考；自然再生推進法に基づく取組の主な特徴（メリット）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民やNPO等民間団体などが自然再生全体構想作成の段階から参画するなど、地域の自主性を尊重した仕組み ・地域の多様な主体の横断的な連携を図るための仕組み ・自然再生全体構想、自然再生事業実施計画に法的根拠を持たせ、事業の着手後においても自然再生の状況をモニタリングし、その結果を事業に反映するなど息の長い取組を求める仕組みが制度的に担保されること ・NPO法人等が発意した自然再生協議会であっても、関係行政機関等が構成員として参加し、財政措置や情報提供等各種支援を行うことなど 		
<p>○効果的な普及啓発手法の構築（関心が薄い人へのアプローチ手法）</p>	<p>○効果的な普及啓発活動に関する情報提供 次の事項を踏まえ、普及啓発活動を実施するとともに、効果的な普及啓発手法に関し全国動向を収集し情報提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発活動を実施する上で、幅広い主体の理解を得るための工夫が必要となっており、この中で、特にマスコミを通じた自然再生の取組及び活動者の意見等の紹介などが有効である。 ・さらに、一般市民を対象とした現地視察など、地域への直接的な働きかけが有効である。 	<p>法第16条第1項（自然再生に関するその他の措置） 国及び地方公共団体は、自然再生に関して行われる自然環境学習の振興及び自然再生に関する広報活動の充実のために必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>5(4)（普及啓発） 国及び地方公共団体は、自然環境の現状やその保全・再生の重要性について、地域住民、NPO等の理解を促進し、自覚を高めるための普及啓発活動を行うこと。</p>

自然再生推進法の施行状況の検討結果に基づく「必要な措置（案）」について

○うち第三次生物多様性国家戦略に関する「必要な措置(案)」

1. 自然再生の着実な実施

①自然再生の着実な実施及び技術的知見の蓄積

第三次生物多様性国家戦略		必要な措置（案）	現行規定	
現状と課題	具体的施策		自然再生推進法	自然再生基本方針
<p>○関係省庁の連携と多様な主体の参加・協力のもとに<u>自然再生事業を着実に実施すること。</u></p> <p>○自然再生の取組をより効果的に促進するため、全国における自然再生の実践事例を通じて<u>技術的知見の集積を進めること。</u></p>	<p>○自然再生事業の着実な推進を通じて、各地域での実践から得られる科学的知見に基づく実施手法や順応的な管理手法の集積を進め、これら技術的手法の体系化を図ることにより、<u>自然再生に係る技術的知見を蓄積する。</u>（環境省、農水省、国交省）</p>	<p>○<u>各種自然再生技術に関する基礎情報を整備</u>し、自然再生を効率的に推進していくための情報整備を行うよう検討する。 （自然再生基本調査（環境省））</p> <p>○自然再生基本方針の見直し 自然再生に関する<u>技術の研究開発は、自然再生事業の実施と連携しつつ進められることが重要である。</u></p>	<p>自然再生推進法</p>	<p>1(2)カ（その他自然再生の実施に必要な事項） 自然再生を将来にわたって効果的に推進するため、国及び地方公共団体は、<u>調査研究の推進と科学的技術の振興を図るとともに、</u>（略）。</p> <p>5(2)（調査研究の推進） 国及び地方公共団体は、（中略）<u>自然再生に関する技術の研究開発に努めること。</u></p>
	<p>○<u>引き続き自然再生事業を着実に推進する。</u>（環境省、農水省、国交省）</p>		<p>○<u>自然再生事業を着実に実施する。</u>（環境省、農水省、国交省：各種事業により対応） ※【別紙6参照】 「自然再生事業関連制度一覧」</p> <p>○自然再生基本方針の見直し ① <u>自然再生の目標について、持続的に良好な状態を維持することが可能な自然環境を目標として設定することが重要である。</u> この中で、自然の復元力や持続可能性を考慮し、長期及び短期における目標を設定することが重要である。その際、自然の変動や攪乱を生態系本来の動的な維持機構として位置づけていくことも大切である。さらに、自然再生は持続可能性の考慮を原則とし、その中で二次的自然は特に人とのかかわりを重視することが必要である。 このため、目標の設定に係る情報提供等必要な支援を行う。 （環境省；自然再生活動推進費【別紙4参照】）</p>	<p>自然再生推進法</p>

第三次生物多様性国家戦略		必要な措置（案）	現行規定	
現状と課題	具体的施策		自然再生推進法	自然再生基本方針
		<p>② 残された自然の<u>保全を優先するとともに、自然生態系の劣化の根本的な要因をひとつひとつ取り除くことが重要である。</u></p> <p>このため、当面の局所的な絶滅を防ぐなど、短期的で対症療法的な対策を進める一方で、劣化要因とその複合作用の把握を踏まえた根本的な対策を検討、実施することが必要である。</p>		<p>1(2)（自然再生の方向性） 自然再生の視点として、①過去の社会経済活動等により<u>損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的</u>とし、(略)。</p> <p>1(2)ア（自然再生事業の対象） 自然再生事業は、過去に行われた事業や人間活動等によって<u>損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的</u>として行われるものです。</p>
	<p>○自然再生事業において想定される様々な効果について、適切に評価する手法を整備するため、<u>自然再生事業の評価のあり方の検討を行い、またこれに関する手法を整備する。</u>（環境省）</p>	<p>○事業の評価のあり方については、生態系の回復状況の評価と合わせ、社会経済的な便益も含め、<u>自然再生事業の様々な効果を整理することを通じて、自然再生に適した評価手法を整備していくことが必要</u>であり、このことが事業推進上重要な事項となる。</p> <p>このため、<u>自然再生事業において想定される様々な効果を適切に評価する手法を検討する。</u>（環境省：自然再生基本調査）</p>		<p>1(2)エ（順応的な進め方） 事業着手後も自然環境の<u>再生状況をモニタリングし、その結果を科学的に評価し</u>、(略)。</p> <p>2(2)エ（協議会の運営） 協議会は、当該自然再生<u>事業のモニタリングの結果の評価</u>及び、(略)。</p> <p>3(5)（全体構想及び実施計画の見直し） 実施者は、自然再生<u>事業の実施期間中又は実施後のモニタリングの結果について、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得つつ科学的に評価</u>した上で、(略)。</p> <hr/> <p>1(1)（わが国の自然環境を取り巻く状況） 「<u>自然環境は、地球温暖化の防止</u>、水環境の保全、大気環境の保全、野生生物の生息環境としての役割<u>などの機能を有して</u>おり、現在及び将来の人間の生存に欠かすことのできない基盤となっています。また、自然環境は、社会、経済、科学、教育、文化、芸術、レクリエーションなど様々な観点から人間にとって<u>有用な価値を有しています</u>。</p> <p>1(2)カ（その他自然再生の実施に必要な事項） 自然再生に当たっては、<u>地球環境保全に寄与</u>する観点から、(略)。</p>

②自然再生に関する普及啓発活動の推進

第三次生物多様性国家戦略		必要な措置（案）	現 行 規 定	
現状と課題	具体的施策		自然再生推進法	自然再生基本方針
○各地で実施されている <u>自然再生の取組への理解を広げ参加意識を高めること。</u>	○自然再生の取組が必要な地域において、市民参加型の自然環境調査の実施、環境学習の推進などにより <u>普及啓発活動を実施する。</u> （環境省）	○地域において自然再生に係る普及啓発活動を推進するための支援を行う。 具体的には、 <u>地方公共団体等との共同により、</u> <u>・ワークショップ等の開催（自然再生事業の技術的支援）、</u> <u>・市民参加型自然環境調査の実施（自然再生に関する普及啓発活動）</u> <u>等</u> <u>を推進する。</u> これにより、 <u>地域における自然環境の現状やその保全・再生の重要性について、地域住民等の理解を促進する。</u> （環境省；自然再生活動推進費【別紙4参照】）	法第16条第1項(自然再生に関するその他の措置) 国及び地方公共団体は、自然再生に関して行われる <u>自然環境学習の振興及び自然再生に関する広報活動の充実のために必要な措置を講ずるものとする。</u>	1(2)カ（その他自然再生の実施に必要な事項） 国及び地方公共団体は、自然再生の重要性に関する理解を促進し、地域における自覚を高めるために、自然環境学習の効果的な実施を含め、 <u>普及啓発活動を積極的に推進する必要があります。</u> 5(4)（普及啓発） 国及び地方公共団体は、自然環境の現状やその保全・再生の重要性について、地域住民、NPO等の理解を促進し、自覚を高めるための <u>普及啓発活動を行うこと。</u>

2. 自然再生の新たな取組の推進

①全国的、広域的な視点に基づく自然再生の推進

第三次生物多様性国家戦略		必要な措置（案）	現 行 規 定	
現状と課題	具体的施策		自然再生推進法	自然再生基本方針
○国土の自然環境のあり方に関する <u>長期的なビジョンのもとに、自然再生の必要性が高い地域を抽出するとともに、関係省庁の施策の連携により自然再生を計画的に実施していくための仕組みづくりが重要となる。</u>	○ <u>全国的、広域的な視点に立った自然再生の方向性や具体化の方策について、</u> わが国の生物多様性総合評価の評価結果や生態系ネットワーク構想の進展も踏まえつつ、 <u>関係省庁が連携して検討し、計画的な実施のための取組を進める。</u> （環境省、農水省、国交省） ○これまでに蓄積されている情報を整理・解析し、それらの総合的な分析評価を基に、 <u>自然再生の必要性が高い地域を明らかにするための検討を進める。</u> （環境省、農水省、国交省）	○生物多様性総合評価を実施する。（環境省） ○生態系ネットワークの具体的な図化を目指す。（環境省、農水省、国交省） ○自然再生基本方針の見直し 生物多様性総合評価など全国的な生態系の状況を分析し、生態系の分断や劣化の状況とその要因を考慮して、 <u>全国的、広域的な視点から自然再生の優先度の高い地域を対象とした取組が推進されること</u> が必要である。さらに、自然再生事業実施計画においては、事業区域に対し「周辺地域との自然環境との関係」及び「保全上の意義及び効果」を記載することとしている。このため、 <u>地域における生態系ネットワークの視点を踏まえた内容とすることが必要である。</u>	法第9条第2項第3号 2項) 自然再生の事業実施計画には、次の事項を定めるものとする。 3号) 自然再生事業の対象となる区域の周辺地域の自然環境との関係並びに自然環境の保全上の意義及び効果	3（自然再生全体構想及び自然再生事業実施計画の作成に関する基本的事項） 実施計画は、自然再生基本方針に基づき、個々の自然再生事業の対象となる区域及びその内容、当該区域の周辺地域の事前環境との関係並びに自然環境の保全上の意義及び効果、その他自然再生事業の実施に関し必要な事項を定めることとし、全体構想の下、個々の自然再生事業の内容を明らかにするものです。

第三次生物多様性国家戦略		必要な措置（案）	現行規定	
現状と課題	具体的施策		自然再生推進法	自然再生基本方針
		<p>○自然再生の必要性が高い地域を抽出し、その取組を推進していくことが可能となるよう、自然再生に関する基礎的な情報の収集整備のあり方、及び自然環境の状態等を把握する手法等を整理し、広域的視点に基づく自然再生の推進に資する具体的手法を検討する。</p> <p>具体的には、生物多様性総合評価の検討状況をみつつ、進めることとする。</p> <p>この中で、特にラムサール条約湿地などは国際的にも重要な地域で、登録時の自然環境データの蓄積があり、かつ地域住民の保全・再生への熱意が高いと判断されるため、優先的に自然再生を検討する地域のひとつにあげられる。</p> <p>これらを踏まえ、自然再生の必要性が高い地域に関する検討を行う。（環境省；自然再生基本調査）</p>		

②民間団体や民有地における自然再生活動への支援

第三次生物多様性国家戦略		必要な措置（案）	現行規定	
現状と課題	具体的施策		自然再生推進法	自然再生基本方針
<p>○地域の民間団体や地域住民などの参加、協働という形をより一層活発化させていくため、民間団体などが対象地域内の民有地も含めて自主的かつ積極的な活動を展開していくことを地域全体で支えていく仕組みや、民間企業の協賛・連携、公的資金・民間資金による支援、土地所有者との調整に対する支援などが必要となっている。</p>	<p>○民間団体などが、特に民有地において自然再生に取り組む場合の支援のあり方について、より効果的な手法を検討し、実施していく。（環境省）</p>	<p>○現在、再生活動を行う民間団体等に対し、事業費の公的及び民間助成制度が整備されつつあり、これらの支援を引き続き実施する。</p> <p>また、活用可能な事業制度やその活用事例等の情報提供を行い、必要に応じ事業制度の新規・拡充を図る。（環境省）</p>	<p>法第4条（国及び地方公共団体の責務）国及び地方公共団体は、地域住民、特定非営利活動法人その他の民間の団体等が実施する自然再生事業について、必要な協力をするよう努めなければならない。</p> <p>法第15条（財政上の措置等）国及び地方公共団体は、自然再生を推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>1(2)カ（その他自然再生の実施に必要な事項）再生された自然環境が将来にわたって適切に維持されるよう、自然再生の実施に際しては、地域の実状に応じて、自然環境の保全に資する様々な施策との広範な連携や必要な財政上の支援を講ずるよう努めることも必要です。</p>